

第6節 病院群輪番制病院に関すること

【これまでの取組】

本組合においては、昭和57年度から圏域の夜間及び休日における二次救急医療を必要とする中等の救急患者や小児救急患者の医療を確保するため、輪番制に参加する病院に対して補助金を交付しています。

当初は、「病院群輪番制病院運営事業」のみでしたが、その後、昭和59年度から「病院群輪番制病院施設整備事業」と「病院群輪番制病院設備整備事業」を実施しており、さらに平成11年度から「病院群輪番制病院小児救急医療支援事業」を実施しています。

【計画期間の取組】

西部圏域においては二次救急医療機関である8病院により、休日・夜間の輪番制が実施されており、この運営を支援するため、当番日に応じて病院群輪番制病院運営事業補助金を交付しました。

また、小児救急に対応する輪番制病院に対しては、病院群輪番制病院小児救急医療支援事業により、休日・夜間の小児救急患者の診療に要する経費に対し、助成を行ってきました。

病院群輪番制病院設備整備事業では、急性期医療に必要となる設備に対し、国・県と協調して補助金を交付し、人工呼吸器、超音波診断装置、X線装置等の医療機器の整備促進を図りました。

【現状と課題】

1 病院群輪番制病院運営事業

圏域の二次救急医療体制として、休日・夜間における入院治療等を必要とする中等の救急患者に対応するため、西部圏域内の病院が共同連帯して、現在8病院により交替制で病院群輪番制が実施されています。

しかしながら、「鳥取県保健医療計画（平成30年策定・令和3年改定）」によると、休日・夜間の勤務は医療従事者にとって負担が大きいのにもかかわらず、救急搬送人員は増加傾向でニーズも多様化しており、救急医療に対応できる医療従事者の更なる確保が必要とされている状況です。病院群輪番制の運営を支えるため、今後も継続して診療に要する経費の補助を行う必要があります。

2 病院群輪番制病院施設整備事業・病院群輪番制病院設備整備事業

輪番制病院の私立病院を対象として、急性期医療に必要となる施設や設備等の拡充を図るため、補助金を交付する事業で、補助金の交付にあたっては、事業計画の申請前（計画案の策定）から、当該病院が所在する構成市町村及び鳥取県と十分に連携を図っていく必要があります。

3 病院群輪番制病院小児救急医療支援事業

小児二次救急病院は現在2病院となっており、このうち一部の病院が、休日・夜間における輪番制により小児救急体制に対応していますが、小児科の救急外来は時期によって過密な状態になるなどの課題があり、医師確保等による継続した医療体制の充実が求められています。小児医療の輪番制病院を支援するため、今後も継続して診療に要する経費の補助を行う必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 鳥取県西部医師会や医療機関、構成市町村と連携し、西部圏域内の住民が、二次救急医療を十分に受けられるよう、体制の充実を図ります。
- (2) 病院群輪番制病院運営事業の補助金額については、西部圏域における二次救急医療体制を今後とも確保・維持していくために、事業の効果を勘案しながら、関係機関と協議を行います。

【資料】

医療機関別の各輪番制当番日数

(単位：日)

年 度	H28		H29		H30		R1		R2	
区 分	運営	小児	運営	小児	運営	小児	運営	小児	運営	小児
	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数	当番日数
博愛病院	112	2	110	2	118	1	111	3	108	－
高島病院	106	－	109	－	105	－	110	－	109	－
山陰労災病院	108	12	108	11	108	15	108	15	108	13
米子医療センター	109	105	108	57	106	55	112	55	110	56
境港総合病院	106	－	109	－	105	－	110	－	109	－
西伯病院	109	－	108	－	106	－	108	－	108	－
日南病院	108	－	108	－	108	－	108	－	108	－
日野病院	112	－	110	－	118	－	115	－	110	－
合 計	870	119	870	70	874	71	882	73	870	69

※表中「運営」とあるのは、運営補助事業により輪番制で当番した日数

「小児」は、小児救急医療支援事業により輪番制で当番した日数

第7節 火葬場の設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組】

本組合の火葬場である「桜の苑」は、環境衛生思想の普及による火葬件数の増加に伴って米子市斎場が手狭になったことにより、同施設の敷地内に、環境に配慮した火葬炉を備えた本組合の施設として整備し、平成3年4月に供用を開始しました。

開苑以来、来苑された皆様に心安らげる施設としてご利用いただけるよう、適切な管理運営に努めています。

【計画期間の取組】

建築物及び関連設備は、平成3年の設置から30年近くが経過し老朽化が進んでいたことから、令和2年度に大規模改修工事を実施し、あわせて待合室の改修、多目的トイレの設置及びバリアフリー化工事を行いました。また、概ね10年から15年の間隔で大規模な改修が必要となる火葬炉設備は、平成29年度、30年度に改修を実施しました。

火葬場使用料は、平成8年の改定以来、20年間据え置かれたままとなっていたことから、平成29年4月1日から改定を行いました。

施設の運営方法の見直しについては、予約システムを令和3年3月から導入し、インターネット上での予約確認ができるようになったことで、市町村窓口における手続きの迅速化が図られ、住民サービス及び利便性の向上に寄与しました。また、令和3年4月からは指定管理者制度を導入し効率的な管理運営を行っています。

なお、令和2年から感染が拡大した新型コロナウイルス感染症への対応として、施設利用の際の入場人数の制限を設ける等の感染拡大防止対策を図るとともに、感染症で亡くなられた方の火葬については、通常の火葬と重複しない時間設定や防護服の着用等により対応することを決めました。

【現状と課題】

- (1) 今後の火葬需要を勘案した上で、受け入れ態勢や火葬炉の改修等を検討する必要があります。
- (2) 平成29年に改定を行った火葬場使用料について、状況を踏まえながら、必要に応じて見直しの検討を行う必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 火葬需要に応じた施設改修及び適切な維持管理を行い、施設の安定稼働を図ります。
- (2) 今後の社会経済状況及び近隣の火葬場利用料金の動向を踏まえ、定期的に適正な火葬場使用料を検証するとともに、必要な見直しを行います。

【資料】

桜の苑利用件数

(単位：件)

区 分 \ 年 度	H28	H29	H30	R1	R2
死 体 等 (圏 域 内)	2,671	2,587	2,560	2,714	2,579
死 体 等 (圏 域 外)	51	44	46	41	38
合 計	2,722	2,631	2,606	2,755	2,617

※「死体等」とは、死体、死産、改葬遺骸のこと

第8節 介護保険法に基づく要介護認定及び要支援認定に係る事務のうち、審査及び判定に関すること

【これまでの取組】

平成12年4月の介護保険法の施行と同時に、介護認定審査会において要介護認定及び要支援認定の審査、判定を行っています。

当初は、米子、境港、汗入、南部、日野の各支部において審査会を開催していましたが、事務の効率化等の理由により、平成13年度から統合して審査、判定しています。

【計画期間の取組】

介護認定審査会については、16合議体※を最大週8回開催することにより順調に審査判定（二次判定）を実施しました。

※ 合議体とは、介護認定審査会において実際に審査・判定を行う組織であり、委員定数6人以内で構成する。

【現状と課題】

介護保険制度は改正が頻繁に行われるため、審査会委員の知識の習得、習熟や制度切り替え時における構成市町村との連携の強化が必要となっています。

また、高齢化の進展に伴い、要介護認定申請者数の増加が見込まれますが、一方では認定有効期間の延長に伴う更新申請件数の減少も見込まれ、これらの事情を勘案した上で、現状の16合議体での対応が困難となれば、合議体数を増やすなどの検討を行う必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 構成市町村が実施する認定調査との連携、並びに迅速な審査判定を行うための審査委員の研修等を通じ判断基準の平準化及び共有化を図り、適正に審査会を運営します。
- (2) 制度改正に的確に対応するよう、構成市町村との連携を図ります。
- (3) 適正な介護認定審査会運営のため、恒常的に当該審査会委員を確保します。

【資料】

介護認定審査会

(単位：件、回)

年 度 区 分	H28	H29	H30	R1	R2
審査判定件数	13,422	11,127	13,243	11,185	9,722
合議体開催回数	321	274	323	291	248
平均審査件数	41.8	40.6	41.0	40.6	39.2

第9節 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に係る事務のうち、障害支援区分及び支給要否決定に係る審査及び判定に関すること

【これまでの取組】

平成18年4月から障害者自立支援法の施行にあわせ、障害程度区分審査・判定業務を本組合の共同処理事務とし、同年6月から事務を開始しました。

【計画期間の取組】

障害認定審査会については、2合議体（平成30年度、令和3年度は審査件数増に対応するため3合議体）により開催し順調に審査判定（二次判定）を行いました。

【現状と課題】

障害認定審査会委員については、身体障害、知的障害、精神障害、難病等のバランスを考慮しながら医療・保健・福祉に関する各分野の学識経験者により、認定審査事務の公平性、公正性を確保しており、適正かつ迅速な認定審査を行うよう、恒常的な委員確保が必要です。

【今後の方針と施策】

- (1) 構成市町村が実施する認定調査との連携、並びに迅速な審査判定を行うための審査委員の研修等を通じた判断基準の平準化及び共有化を図り、適正に審査会を運営します。
- (2) 適正な障害認定審査会運営のため、恒常的に当該審査会委員を確保します。

【資料】

障害認定審査会

(単位：件、回)

年 度 区 分	H28	H29	H30	R1	R2
審査判定件数	531	504	781	610	573
合議体開催回数	26	25	40	26	26
平均審査件数	20.4	20.2	19.5	23.5	22.0

第 10 節 し尿処理場の設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組】

この事務は、平成 16 年 4 月に米子市ほか 9 か町村衛生施設組合（昭和 40 年 2 月設立）が本組合に統合されたことから、本組合の共同処理事務となり、「白浜浄化場」と「米子浄化場」の 2 つのし尿処理場を設置しています。

両施設は、廃棄物処理法の改正に伴う排水基準の強化及び施設の老朽化から、旧施設を現在地において更新し、平成 3 年 3 月に供用を開始しており、これまで各家庭、事業所等から排出されるし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っています。

【計画期間の取組】

白浜・米子両浄化場の処理対象物は、公共下水道などの普及により毎年減少していることから、平成 26 年度に設置した西部広域浄化場のあり方検討会において、令和 2 年 4 月から米子浄化場に施設を統合し、その後、令和 15 年度を目途に隣接する米子市下水道施設への連携により、下水道との一体処理を行うこととする検討結果をとりまとめました。

また、米子浄化場へ統合した白浜浄化場は、令和 2 年 7 月に稼働を停止し、既存の建物を含めた跡地利用の方策について調査、検討を進め、令和 2 年 11 月に民間譲渡の可能性を把握することを目的にサウンディング型市場調査を実施し、民間譲渡の可能性を確認しています。

【現状と課題】

- (1) 米子浄化場は、主要機器の定期的な補修を行っていますが、稼働から 30 年が経過しており、施設設備全体の老朽化が進んでいます。
- (2) 稼働停止した白浜浄化場については、民間への譲渡を適切に行う必要があります。

【今後の方針と施策】

- (1) 米子浄化場は、令和 15 年度を目途とした米子市下水道施設との連携までの間、施設設備の合理的かつ計画的な補修により、処理機能の維持を図ります。
- (2) 白浜浄化場は、不動産調査等を実施したうえで民間譲渡に向けた事務を進めます。

【資料】

し尿処理状況

(単位：kℓ、%)

区 分 \ 年 度		H28	H29	H30	R1	R2
白 浜 浄化場	処 理 量	12,557	12,134	12,468	11,945	—
	処理能力に対する平均処理量の割合 (※)	43.0	41.6	42.7	40.9	—
米 子 浄化場	処 理 量	29,564	28,931	28,923	28,219	39,865
	処理能力に対する平均処理量の割合 (※)	55.9	54.7	54.6	53.3	75.3

※ (処理量÷365 日) ÷ 計画処理能力 (白浜浄化場 80 kℓ/日、米子浄化場 145 kℓ/日) で算出

第 1 1 節 ごみ焼却施設の設置及び管理運営に関すること

【これまでの取組】

可燃ごみの処理については、「ごみ処理施設の広域化計画について（平成 9 年 5 月厚生省通知）」に基づき、平成 1 0 年 3 月に鳥取県において「ごみ処理の広域化計画」が策定され、県内を東中西部ブロックに分割し広域化を推進することとなりました。

西部ブロックにおいては平成 1 2 年から本組合が広域化を推進する主体となり、平成 1 3 年度に「可燃ごみ処理広域化基本計画」を策定し、中期計画として平成 2 3 年度に、長期計画として令和 1 4 年度にそれぞれ新施設を整備する計画としました。

しかしながら、平成 2 3 年度の稼働を予定した可燃ごみ処理施設については、平成 1 8 年 1 月に構成市町村の財政状況の悪化を理由に計画を凍結し、老朽化した施設の対策として平成 2 7 年度末までは一部の市町村の可燃ごみを米子市クリーンセンターにおいて暫定処理することとなりました。

その後、平成 2 8 年度以降は境港市、日吉津村及び大山町の一部の可燃ごみを米子市で委託処理することとなった一方で、委託処理を行わない 6 町の可燃ごみは、令和 1 3 年度までの間、既存施設での処理を継続することとなりました。

【計画期間の取組】

「可燃ごみ処理広域化基本計画」の長期計画に基づき、令和 1 4 年度の稼働を目標とする次期一般廃棄物処理施設（可燃ごみ処理施設、不燃ごみ処理施設）の整備に向けた事務を推進するため、平成 3 0 年 4 月に「鳥取県西部のごみ処理のあり方検討会」を設置し、以下の取組みを進めました。

① ごみ処理の広域化の推進及び一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定

近隣の先進地の視察や最新のごみ処理施設の情報収集を行いながら、次期一般廃棄物処理施設の整備に係る基本理念を定めました。

<基本理念>	施設整備の基本となる考え方
I	将来に向かって持続可能な廃棄物処理体制の構築に向けて、構成市町村の全てが参画できる広域処理体制を目指す。
II	最終処分場を含めたごみ処理施設の整備及び管理運営は、直営を基本とする。ただし、民間処理が有効な部分は、活用を検討する。

その後、令和 2 年 3 月に次期一般廃棄物処理施設の整備に係る一般廃棄物処理施設整備基本構想が概成しました。

この構想を踏まえ、次期一般廃棄物処理施設における処理を実施する市町村について、あらためて構成市町村と協議し、令和 2 年 1 0 月に西部圏域の全市町村が参画することとなりました。

また、一般廃棄物処理施設整備基本構想は令和3年5月から6月にかけてパブリックコメントを実施したところです。

② 推進体制の整備

一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定、次期一般廃棄物処理施設の整備事業の実施に向けて、令和3年4月に組織機構を改正し、ごみ処理施設整備課を設置しました。

【現状と課題】

パブリックコメントの結果を踏まえた一般廃棄物処理施設整備基本構想を策定した後、次期一般廃棄物処理施設の建設に向けた用地選定に着手します。令和14年度を次期一般廃棄物処理施設の稼働目標としていることから、用地の選定と取得、また設計などの事務を円滑に進める必要があります。

【今後の方針と施策】

令和14年度の稼働に向け、次に掲げる事務を実施します。

① 建設用地の選定

用地の選定にあたっては、用地選定委員会を設置し、多角的な視点から候補地の選定を行います。

また、選定した候補地については、周辺住民と地権者の皆様のご理解を得るよう十分に説明を行います。

② 処理対象物の協議

国の動向やごみ処理の技術などを踏まえ、次期一般廃棄物処理施設の処理対象物について構成市町村と協議し、必要に応じて分別収集に関する協議を行います。

③ 施設基本設計の策定

処理対象物、ごみ量等を決定し、次期一般廃棄物処理施設の整備に係る具体的な計画を策定します。

④ 環境影響評価の実施

次期一般廃棄物処理施設が環境に与える影響を調査し、必要に応じ計画の改善・見直しを行います。

第 1 2 節 県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により処理される こととされた事務に関すること

【これまでの取組】

平成 1 3 年 4 月から鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例第 2 条の規定により、市町村が処理することとされた火薬類取締法に基づく諸事務及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務並びにこれらの事務を管理し、及び執行するために要する経費を収受する事務を消防局において処理しています。

【計画期間の取組】

火薬類及び煙火の消費場所に対して、立入検査を行い安全管理体制や危害防止等の指導を実施しました。

【現状と課題】

鳥取県から権限移譲された主な事務は、火薬類については、火薬の譲り受け、譲り渡し、消費許可、火薬庫外貯蔵庫指示申請等に関する事務及び火薬の消費場所への立ち入り検査等です。また、液化石油ガスについては、設備工事に関する事務等です。

火薬類、特に煙火の消費においては、これまでも事故が発生していることから、事故を未然に防ぐため、更なる安全管理体制の充実を図る必要があります。

【今後の方針と施策】

火薬類の消費に関する許可事務において、許可段階での危険性排除の指導徹底及び立入検査等での危険性排除等の取組みを推進するため、職員研修を充実させ、資質の向上を図ります。

【資料】

権限移譲事務処理状況

(単位：件)

区 分 \ 年 度		H28	H29	H30	R1	R2
火薬類取締法 関係	火薬類の譲渡、譲受、 消費等の許可	66	62	59	63	25
	立入検査等	79	78	75	72	21
液化石油ガス法関係	液化石油ガス設備工事 届受理	7	16	17	10	23